様式第3号(第4条関係)

　　(表面)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様  督促状 | | | | | |
|  | 年度 | | 移動通信用鉄塔施設整備事業分担金 | |  |
| 通知書番号 |  | 分担金額 |  |
| 督促手数料 | |  | |
| 延滞金 | | 条例による金額 | |
| 年　　月　　日 | | | | | |

　　(裏面)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表記の金額を至急当町指定金融機関等に納付してください。  八頭町長　　　　　　印 | | |
|  | 納付場所(指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関)  延滞金  　　分担金額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年　　　　パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年　　　パーセント)の割合を乗じて計算した金額  審査請求  　　この処分に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。  取消しの訴え  　　この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に係る裁決の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)、提起することができます。  　　なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  　　(1)　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。  　　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  　　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |  |
| この督促状と行き違いに納付された場合はご了承ください。 | | |